

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和5年2月27日(月)
会議時間 9時57分開会 11時43分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明
委員：只野敏彦、川上 均、中河つる子、深沼達生
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦、総務課長補佐：
野々村徹、
行政管理係長：岡田裕二
- 6 議 件
 - (1) 令和5年第2回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案等(町・議会)の説明
 - ② 審議方法等について確認
 - ③ 会期日程の確認
 - ④ 陳情、請願、意見書等について
 - ⑤ 3月定例会の新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (2) 清水町議会の個人情報保護に関する条例(案)について
 - (3) 令和5年度町議会定例会日程(予定)について
 - (4) 議員研修の受講希望者募集について
 - (5) 議会モニターの募集について
 - (6) 議会報告会と町民との意見交換会について
 - (7) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

(1) 令和5年第2回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の説明

委員長（橋本晃明）：皆さん、おはよう。出席いただき、ありがとう。

本日の議会運営委員会は、まずは1番目として令和5年度第2回町議会定例会の運営について協議してまいりたいと思う。

それでは、まず執行側より提出予定議案の説明を受けて質疑を行いたいと思う。

説明のほう、よろしく願います。

副町長（山本司）：皆さん、おはよう。

第2回定例会の運営について説明をさせていただく。座って説明をさせていただく。

それでは、皆様、議案を御覧いただきたいと思う。よろしいか。

1枚めくっていただき、今回は、議案第3号から議案第26号まで提案予定である。

それでは、早速、議案第3号については専決処分の承認を求める議案である。

内容については、一般会計補正予算（第11号）で、2月14日付で除雪経費の専決処分とし、5,500万円の追加をしたところである。除雪回数の増加に伴い、今後の除雪経費の予算が少なくなったことから、専決処分をさせていただいたものである。

続いて、議案第4号から議案第8号については、令和4年度一般会計補正予算5会計の補正である。

議案第4号のうち主なものについて説明をさせていただきたいと思う。

18ページをお開きいただきたいと思う。

追加の部分を説明させていただく。今回の補正予算については、ほとんどが事務事業の終了及び中止による決算確定または確定見込みによる不用額の減額がほとんどである。そのうち、増加となる項目のみ説明をさせていただく。

まず18ページである。1款議会費の7節報償費1万2,000円の追加は、議員改選における議会広報委員似顔絵作製の謝礼の補正である。

19ページは減額のみなので、20ページに参る。

2款1項6目企画費24節積立金780万円の追加は、いきいきふるさとづくり基金充当事業の確定に伴い、充当残金を基金へ積立てる補正である。

その後、21ページ、22ページ、23ページは減額のみである。

24ページに参る。

24ページ、3款2項2目保育施設運営費18節30番送迎用バス安全装置設置事業補助金17万5,000円の追加は、国の補助金を財源に通園送迎用バスのバス内

の置き去り対策として、安全装置設置費用を運行事業者へ補助するための補正である。

続いて、25 ページの中段に参る。

6 目児童療育支援費 2,000 円の追加は、令和 3 年度特別児童扶養手当事務費確定に伴う返還金の補正である。

続いて、28 ページに参る。

28 ページ、4 款 1 項 4 目水道施設費 27 節繰出金 84 万円の追加は、水道料金負担軽減対策事業費の確定に伴う補正である。

29 ページに参る。

29 ページ中ほど、4 款 2 項 1 目清掃費 18 節 10 番十勝圏複合事務組合負担金し尿処理分 86 万 2,000 円の追加は、し尿処理費用の組合負担金確定に伴う補正である。

ページを飛び、32 ページに参る。

32 ページ、6 款 1 項 4 目畜産業費 18 節 35 番畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金 1 億 1,559 万 1,000 円の追加は、清水町地域畜産振興クラスター協議会事業主体の肥育豚舎、豚を飼う建物であるが、その増設事業が北海道の補助採択を受けたことから、町の会計を經由して支出するための補正である。

同じく 32 ページ下、2 項 1 目林業振興費 18 節 33 番鳥獣被害防止総合対策補助金 210 万 8,000 円の追加は、北海道からの追加交付決定に伴う補助金の補正である。

ページを飛び、42 ページまで参る。

42 ページ、10 款 6 項 2 目体育施設費 12 節 14 番社会教育施設指定管理委託料 195 万 3,000 円の追加は、燃料単価、電気料高騰に伴う精算見込みによる委託料の補正である。

同じく 12 節 14 番アイスアリーナ御影パークゴルフ場指定管理委託料 831 万 4,000 円の追加も、燃料単価、電気料高騰に伴う精算見込みによる委託料の補正である。

43 ページ、中ほどに参る。

13 款 1 項 1 目行政費 7 目 10 番会計年度任用職員退職報償金 516 万 7,000 円の追加は、退職報償金制度に該当する職員 2 名が退職するための補正である。

1 目基金費については、今回の補正による調整額として 1 億 2,878 万 6,000 円を財政調整基金へ積立てする内容である。

以上が、一般会計補正予算の主な内容である。

特別会計のほうは省略させていただく。

続いて、条例の新設と一部改正について説明する。

議案番号が議案第 9 号からになる。

議案第 9 号清水町個人情報情報の保護に関する法律施行規則条例の制定について、そ

れと、その次の議案第 10 号、次の議案第 11 号清水町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、この 3 件については関連があるので一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第 9 号は、令和 3 年 5 月のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により個人情報の保護に関する法律が改正をされ、これまで国や地方など団体ごとに規定されていた個人情報の取扱いに関する規律が一本化されることに伴いまして、同法の施行に伴い必要な条項を定める必要があるため制定するものである。

続いて、議案第 10 号の説明に参る。

議案第 10 号については、今、説明した議案第 9 号の条例制定に伴って、これまで清水町情報公開条例で清水町情報公開審査会が設置されていた。また清水町個人情報保護条例で清水町個人情報保護審査会が規定されていた。この 2 つの審査会を一本化することに伴い制定するものである。

続いて、議案第 11 号について説明をする。

議案第 11 号については、改正個人情報保護法により同法に定める不開示情報、不開示情報というのは非公開とする情報であるが、不開示情報と現行の清水町情報公開条例により定める不開示情報との整合性を図るため、一部改正を行うものである。細かい条文の内容については割愛させていただきます。

続いて、議案第 12 号第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それと、次の議案第 13 号第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正する条例の制定について、この 2 件についても関連があるので、まとめて説明する。

先に議案第 13 号を御覧いただく。

議案第 13 号の第 2 号会計年度任用職員の給与条例から説明する。

令和 4 年人事院勧告に基づき、正職員の給料表については昨年 11 月の臨時議会において改正をしたが、第 2 号会計年度任用職員の給料表については令和 5 年 4 月 1 日から改正するためのものである。

戻って、議案第 12 号については、第 1 号会計年度任用職員の報酬については第 2 号会計年度任用職員の給料表改正に併せて第 1 号会計年度任用職員の職別報酬額上限が引用されている方法の給与月額が改正をされることから、今回、改正を行うものである。

以上、議案第 13 号、議案第 12 号の説明とさせていただきます。

続いて、議案第 14 号に参る。

議案第 14 号については、清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてである。

内容については、児童福祉法に基づき、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等、この家庭的保育事業等というのは、5 人以下のゼロ歳から 2 歳児を自宅などで保育する事業のことを言うが、その設備、運営に関する基準が改正されたこ

とから、条例の改正を行うものである。

続いて、議案第 15 号に参る。

議案第 15 号清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてである。

これについても内閣府の政令で定める基準が変わることから、特定教育・保育施設の管理者が入所中の児童に対して行う懲戒に関する規定の削除の改正がされたことから改正を行うものである。具体的には、民法の改正による懲戒に関する規定の削除となる。

続いて、議案第 16 号に参る。

清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてである。

これについては、児童福祉法に基づき、厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正をされ、児童の安全の確保に関する計画の策定、自動車の運行に当たっての安全管理の徹底に係る規定等が追加されたこと等に伴い所要の改正を行うものである。

続いて、議案第 17 号、清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてである。

健康保険法施行令の改正により、施行令に準拠して定めている出産育児一時金を現在 40 万 8,000 円となっているが、48 万 8,000 円に改正するための一部改正となる。

以上が、条例の制定及び一部改正の内容になっている。

議案 18 号から議案 23 号までについては、別冊で令和 5 年度の予算書が添付されているが、一般会計以下 6 会計の予算の設定についてである。

予算書のほかに予算に関する資料を併せて配付させていただいている。ここでの説明は特にしない。

議案第 24 号、議案第 25 号については、町道の改良整備事業完了に伴う路線の廃止と認定の議案である。

最後になる。議案第 26 号については、清水町公平委員会委員の選任、再任であるが同意を求める議案である。

以上が予定議案である。これのほかにお配りしている町政執行方針及び教育行政執行方針を述べさせていただく予定である。

以上、説明とさせていただきます。

委員長：それでは、ただいま説明いただいた議案について、皆さんのほうから質疑あればお願いします。よろしいか。

(なしという声あり)

委員長：では、次に議会提出分について説明を事務局長のほうからお願いします。

事務局長（田本尚彦）：議会提出分についての内容について御説明を申し上げます。

まず、委員会報告については、所管事務調査の報告を総務産業、厚生文教両常任

委員会から予定をしている。

また、所管事務等の調査の申出について、会期中に内容を確認し、各常任委員会、それから議会運営委員会より申出を行う予定である。

陳情、請願、意見書等については、現在、請願が1件提出をされている。清水町農民連盟より食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める請願書についてである。これの取扱いについて確認する。それから、議員提出議案として、清水町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを予定している。先ほど、町執行側から個人情報保護法の改正に伴う町条例の新設2件、それから改正1件の説明があった。議会については、現状、個人情報の保護については町の条例の中でその取扱いが規定されているが、新しい個人情報保護法においては、地方公共団体の個人情報保護については法律の下で管理をすることとなったが、町議会についてはこの法律の適用から外れたということがあり、新たに条例の制定が必要となるものである。こちらについては、後ほど内容について提出に向けた議会運営委員会の中での協議というのを予定させていただいている。

その他として、3月の定例議会の閉議後に、毎年、退職課長職説明員の紹介を行っているので、今年度においても同様にそういった日程を組んでいくこととなる。

以上、議会関係について申し上げます。

②審議方法等について確認

委員長：それでは、これらについての審議方法について確認をしたいと思う。

新設条例は、これまで所管する委員会に付託することを基本としており、議案第9号及び議案第10号は個人情報の保護に関する法律の改正に伴う新設条例ということになるので、これまで町条例で規定していた個人情報の保護について、法改正により全国的な制度で運用されるということになったので、新たに法施行条例として規定するということになるので、これを総務産業常任委員会に付託するというにしたいと思うが、いかがか。よろしいか。

(異議なしという声あり)

委員長：では、そのようにする。

事務局長：ここで、ただいま新設条例2件について総務産業常任委員会の付託の確認をしていただいた。先ほど、執行側の説明では、この法改正に伴う関連としては、情報公開条例の改正、一部改正も関連という御説明があったが、この部分については通常どおり本会議上での審査として、常任委員会あくまでも新設条例の審査というふうに取り扱ってよろしいのかどうか。その辺について確認をさせていただければと思う。

委員長：今、事務局から説明があったが、新設になる部分のみ総務産業常任委員会に

付託するというので、それ以外は本会議で審議するというのでよろしいか。

(異議なしという声あり)

委員長：では、そのようにする。

次に、新年度予算及び関連条例についてだが、会議規則運用令第 77 項に基づき、議長を除く全員による特別委員会を設置して審査を付託し、会期内審査とするということよろしいか。確認をしたいと思う。いかがか。

(異議なしという声あり)

委員長：では、そのようにする。

次に、新年度予算に関係しない条例の一部改正、補正予算、一般議案などは本会議審議としてよいか。確認をしたいと思うが、いかがか。よろしいか。

(異議なしという声あり)

委員長：では、そのようにする。

③会期日程の確認

委員長：次に、会期日程についての確認をさせていただきたいと思うが、まず執行側にお尋ねしたいが、条例の一部改正、補正予算及び一般議案等の議案について、審議日程の要望、例えば早く結審してほしいというようなものがあれば、そこを確認したいと思うが、いかがか。

副町長：特にない。

委員長：承知した。

次に、町提出及び議会提出の議案等、今まで説明をいただいたが、現状でのおおよその日程の案について説明を事務局長にお願いしたいと思う。

事務局長：ただいまの御説明を受けて、日程の概要について御説明をしたいと思う。

会期初日は、3月10日、金曜日、午前10時より開会とする。

開会前に議会運営委員会委員長の報告を行い、開会后、行政報告は現在のところ予定がないということで、専決処分の承認、議案第3号の一般会計補正予算(第11号)、そして、町政執行方針及び教育行政執行方針、条例の制定として、総務産業常任委員会の付託案件として、議案第9号清水町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、議案第10号清水町情報公開個人情報保護審査会条例の制定について、それから、令和5年度各会計予算の設定、関連条例の一部改正を含めて特別委員会の付託として、議案の第18号から23号の令和5年度各会計予算、関連条例として、議案第12号第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、こちらについては、予算大綱等

について説明を受けた後、特別委員会を設置、付託するという手順になっている。

それから、議会関係の議案として、請願、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める請願書について、総務産業・厚生文教常任委員会からの所管事務調査の報告になる。

なお、当日昼休みを利用して、委員会の役員会の開催、それから、本会議の終了後、1回目の予算審査特別委員会を開催して、正副委員長の互選及び審査日程方法等の決定を行う。正副委員長の決定の報告については、本会議再開時の13日、諸般の報告の中で行うことといたす。予算審査特別委員会終了後、総務産業常任委員会を行う予定である。

それから、3月の11日から12日、土日については休会とする。

3月13日月曜日、一般質問を行う。また、この一般質問終了後に厚生文教常任委員会の開催を予定している。また、総務産業常任委員会とそれから厚生文教常任委員会、それぞれの開催内容について、未決定の部分がもし発生してくれば、17日までの間に順次開催をして確認をしていくこととしたいと思う。

それから、3月14日火曜日、一般質問を予定している。通告者数によっては、1日で終わる場合もあるので、通告を受けての状況となる。14日は本会議の終了後、全員協議会を開催予定したいと思う。請願が出てきているので、採択されれば、意見書案の有無を確認をする場面となる。

そして、3月の15日水曜日から17日金曜日については、予算審査特別委員会を予定したいと思う。そして、3月の18、19を休会として、3月20日月曜日については、予算審査特別委員会の予備日としておきたいと思う。

21日休会の後、3月22日水曜日再開して、条例の制定、総務産業常任委員会の審査報告、採決、それから、予算審査特別委員会の審査報告、採決、そして、条例の一部改正については、議案第11号の清水町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、それから補正予算については、令和4年度一般会計以下5会計補正予算、議案第4号、一般会計（第12号）、議案第5号、後期高齢者医療保険特別会計（第5号）、議案第6号、介護保険特別会計（第4号）、議案第7号、水道事業会計（第6号）、議案第8号、下水道事業会計（第5号）の補正となる。その他の議案として、議案第24号の町道の路線廃止、第25号町道の路線認定、人事案件として、議案第26号清水町公平委員会委員の選任について、そして議会関係の議案と

して、条例制定について、清水町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、請願を所管委員会に付託し、採択の場合には意見書、所管事務等調査の申出、以上を予定している。

そして、閉議後、先ほども御説明したが、退職課長職の紹介を行いたいと考えている。また、本会議の終了後には、広報広聴常任委員会を開催したいというふうに予定をしているところである。

以上である。

委員長：御説明をいただいたが、不明な点がある方いれば。よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：では、今説明を受けたとおりで、最終的には一般質問の通告が何件あるとか、追加議案等があるかどうかということを確認しながら、次回の委員会で決定することにするが、会期は3月10日から22日までの14日間を予定するというところでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：では、そのようにする。

④陳情、請願、意見書等について

委員長：次に、陳情、請願、意見書等についてであるけれども、請願については、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める請願書というのが出ており、これを会議規則第91条で所管の委員会に付託するとされているので、総務産業常任委員会へ審査を付託するということにしたいと思うが、いかがか。

(よろしいという声あり)

委員長：では、そのようにさせていただきます。

⑤3月定例会の新型コロナウイルス感染症の対応について

委員長：次、5番目、3月定例会の新型コロナウイルス感染症対応についてである。

これは、ちょっと事務局のほうから資料を基に、また対応について説明をいただきたいと思う。

事務局長：お手元に全員協議会の会議の次第の下に、資料として3月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について用紙を用意している。新型コロナウイルス感染の予防対策として、議場内での感染予防の換気の確保、それから説明員、議員のマスクの着用等をこれまでも定例会ごとに行ってきたところである。

現在、学校については、3月13日からマスクの着用を任意に切り替えるようになってきているけれども、議会においては、一つの空間の中で非常に大

勢の人数で発言を中心とした会議を行うということ、それから、説明員同士あるいは議員同士の距離の部分も十分な確保ということが可能かどうかというふうに考えると、現状では感染対策を引き続き3月議会において行うことがよろしいのかなというふうに考えている。

従前とおり、議場の扉を開いて換気に配慮して、マスクの着用、そして手指の消毒を頻繁に行っていただく。傍聴者についても、1席ずつ空けた形での従来のスタイルで対応していくということ。

また、審議の中の運営としては、一般質問における初回の質問台の使用、答弁における初回の演壇の使用をそれぞれ見合わせるという形。また、町長の行政報告についても、自席での発言ということで、これまで制限している一通りを踏襲をしまいたいというところの御確認である。

以上である。

委員長：今の説明を受けて、何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：取りあえず当面というか、現状の形で進んでいくということ。

あと、3月の定例会において、これも説明したほうがいいか。事務局から言ってもらえるか。特別委員会での審査等について、説明をお願いする。

事務局長：昨年、一昨年と新型コロナウイルス感染症の対応の中で、審議の効率化、時間を短くということの中で、予算審議に当たっての基本的な事項については、それぞれの議員において、各課などに事前に内容確認等を準備していただくことをお願いしているところであるけれども、質疑に必要な資料については、あらかじめ申出をいただいて、取りまとめをして、資料の提出を執行側をお願いをしていたという方法をとってきている。この部分、本年度においても同様とするべきかどうか、その辺の御確認をいただき、執行側の御了解をいただければ、そういうような形で、事前に資料をお願いしたいというものを議長のほうでまとめて執行側に要望をして、審査の当日に資料提供をいただくというような方法とすることがよいかどうかの確認をお願いできればと思う。

委員長：なるべく効率的な審査をしてということだとは思っているのであるが、皆さんのほうから何かあるか。川上委員。

川上委員：資料の提出要請はもう一回確認であるけど、いつまでか。

委員長：いつまでに要求すればいいかということである。局長。

事務局長：初日に取りまとめ、確認をさせていただいて、執行側をお願いをし、初日というのは本会議初日、10日である。

委員長：そこまでに請求しないと、あとはやっちゃいかんということではないということで、そのように進めるのを、基本というか目的にしたい、目標にしたいと言ってもいいか。

川上委員：あと一点、一問一答方式はできないのであったか、これ。コロナの関係で

そうしていないのか、僕そこら辺確認したいと思うが。

委員長：局長。

事務局長：予算委員会については、一問一答方式で従来どおり進める予定である。

委員長：よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：ほかに。

(なしという声あり)

委員長：執行側の皆さん何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：では、今説明したのを基本にして進めてまいりたいと思う。それでは、執行側の皆さんについては、御説明ありがとうございます。退席していただければと思う。どうもお疲れさまである。

【説明委員退席：10：47】

(2) 清水町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について

委員長：では、次、その他の部分であるけれども、清水町議会の個人情報の保護に関する条例についてである。個人情報保護法改正に伴い、5年の4月1日の施行に向けて今定例会に議員提出する条例、これ議会の部分であるけれども、それについての確認をしたいと思う。改めて説明をお願いします。

事務局長：それでは私のほうから、お手元にあるこのカラー刷りの図がついたクリップ止めの資料、全員協議会の資料のほうにまとめている。そちらを御覧いただきたいと思う。

今回、個人情報保護法が、国のほうで、従来、各所管する機関に応じて法律が3本設けられており、それ以外に地方公共団体については、それぞれ個人情報保護条例を制定をして、個人情報の取扱いについて規制をしてきたところである。

デジタル化の推進など社会情勢が変化してきたことにより、それぞれの機関の間での情報のやり取りも多くなってきているという背景を踏まえて、国は個人情報の関連法を一本化する改正を行ったところである。

この法律の改正により、これまで条例で規定を設けて管理運用していた地方公共団体の個人情報については、基本的に国のほうで統一された法律の下で管理を行うということになり、先ほど執行側から説明のあった、清水町においては、法に基づいて事務の取扱いを定める施行条例というのを定めることとなったところである。

ただ、これまでも国の機関においては、裁判所であるとか国会については個人情報保護の法的な規制がなかったことから、今回法令を統一した中で、地

方議会においても国会と同様に、法の中では取扱いの対象外の機関というふうに定められたところである。今回、本元の町については、法律の下で個人情報保護についての取扱いを定めているのであるけれども、議会においてそういった定めがないということで、この部分については、独自の条例制定を各地方議会ごとに行って、管理を行う内容ということで、総務省、それから全国の町村議会議長会のほうで協議、確認を行って、各町村議会での条例の例ということで、ひな形が示されたところである。

これに沿い、清水町議会としての条例制定案を、今回まとめを行い、3月の定例会の中で制度化を図っていきたいというところである。こちらについては、昨年11月に1度、12月の定例議会を視野に提案の準備を進めていたけれども、町執行側の関係機関との調整確認に時間を要して、12月の提案が難しいということになり、今回町執行側は3月の提案ということで、それに合わせて議員提案の部分を行いたいというところである。

条例の内容については、お手元の冊子の中に横の表がある。真ん中辺りであるけれども、この表を御覧をいただき、条例の内容については、国のほうで定めた法律の第5章の行政機関等の義務等の規定に対応するように示された案が、この表の右側のほうに全国議長会の例として示されている。左側のほうが清水町の議会条例の案ということで、赤い文字に変えている部分が、国のひな形に対して文言が若干変わっているところである。

条例案の概要としては、第1章の総則には、個人情報の適正な取扱いや、個人の権利利益を保護することの条例を制定するための目的や、氏名や生年月日などの個人情報の定義及び議会の責務について規定をしている。第1条から第3条までになる。

そして、第2章の個人情報等の取扱いについては、第4条から第16条にわたり、個人情報の保有の制限や利用目的の明示など、議会における個人情報の取扱いについて規定をしている。

赤い部分なのであるが、ちょっと戻るけれども、第2条の定義の中で、清水町情報公開条例の第2条第2項に規定する公文書を対象とする内容にしてある。ひな形では行政文書という言葉であるけれども、町の条例では公文書という言葉を使っているので、その後も行政文書の部分については公文書という言葉で整理をしている。

そして、第4条から第16条の中では、第10条のところに赤文字で、ひな形では第53条と書いてある条文、こちらのつくっている案については、一部条項が詰まっているところがあるので、第52条というふうに引用のところに直している。

そして、第12条の、5ページになるけれども、表で、保有特定個人情報に関する読替えの規定を整理しているけれども、第30条というところで、案のほうでは、これは開示の際の手数料の規定であるけれども、ひな形では手

数料を納めるという条件になっている。ただ、清水町の部分は、今までも開示に対しての請求の手数料は取らずに、実際に資料等の写しを交付する際のコピー代相当を実費で受けているということで手数料を設けないため、この部分も空欄にしている。

次に、第3章では、個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定をしている。個人情報ファイルというのは、個人情報についての記載がある書類、1,000 ページ以上あるものをファイルとして管理することになっている。現状ではそれだけのボリュームは、清水町議会の事務の中では出てこないが、制度としてはそういった記述をひな形に沿って設ける内容になっている。

それから、第4章では、開示、訂正及び利用停止ということで、第18条から第46条に規定している。個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて規定をしている。この中で、第1節開示という部分については、保有個人情報の開示を請求する権利を定めて、開示請求手続や開示義務、開示の実施などについて規定をしている。この箇所については、第25条のところに開示決定の期限ということで、開示決定等は開示請求があった日からの日数を規制している。法律に基づいた条例例では30日以内となっているけども、これまでの清水町の個人情報保護条例では、この部分の取扱いについては15日以内にしてきているということで、今回の条例でもこの部分を15日以内に整理する内容で執行側の条例案が作成されており、それと合わせた日数として30日以内を15日以内になっている。

それから、第26条のところで、開示決定等の期限の特例ということで、こちらは個人情報の請求内容が大量の情報量であった場合に、請求があった日から60日以内に開示決定をするという弾力条項を国の制度で設けているけども、こちらも既存の条例では30日以内としていることから、今回新たに作成する条例を、それに踏襲した30日以内というふうに規定をするところである。

それから、第30条の開示請求の手数料の部分については、国の制度では1件当たり幾ら幾らの手数料を徴収するという内容になっているけども、町の条例では開示請求に係る手数料の額は無料とするということで、手数料自体は取らないというふうになっている。そして、開示請求者が、保有個人情報の写しの交付又は送付を求めたときは、当該保有個人情報の写しの交付又は送付に要する費用は、当該開示請求者の負担とするということで、1枚当たりのコピーが発生した場合には枚数に応じた金額、それに併せて郵送等を求められた場合については、郵送料を開示請求者の負担とする内容に定めている。そして、第35条でも訂正決定の期限、それから同じく第42条でも利用停止決定の期限ということで、日数については町の条例の制定に合わせて調整をしている。戻るけれども、第31条以降、第2節の訂正という項目について

は、保有個人情報の訂正を請求する権利を定め、訂正請求手続や訂正義務、訂正の実施などについて規定をしている。

また、第3節では利用停止ということ、保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止を請求する権利を定め、利用停止請求手続や利用停止義務、利用停止の実施などについて規定をする。

第4節では審査請求ということ、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法の規定は適用せず、清水町情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する審査会に諮問することなどを規定している。審査会への諮問については、第45条のところ、先ほど説明、執行側からあった清水町情報公開・個人情報保護審査会条例の中で規定をした審査会に諮問をするということを制度化するものである。

それから、この審査会の部分については、同じく条文の第3項、第4項で、議長は個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。それから、審査会は、審査会条例に規定する所掌事務のほか、第1項及び第3項の規定による議長の諮問に応じ、審査会条例に定めるところにより、審査請求等に係る調査審議を行い、議長に答申するという項目を定めている。この条文については、国のほうで示した部分の条例案の第50条の部分、町の条例はこの場所、審査会への諮問のところに規定をして運用するようにしている。

そして、第5章雑則については、保有個人情報の適用除外などの雑則について規定をする。

また、第6章の罰則については、第52条から第56条、職員等が正当な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則について規定をする。この罰則については、過料の規定があり、この取扱いについて、条例案はあらかじめ釧路地方検察庁のほうに内容確認をしていただき、事案が発生した場合の対応についても準備調整を完了して、この条例案としているところである。

行ったり来たりで分かりにくい説明になって申し訳ないが、新たに個人情報保護法に基づく適用除外の町議会としての対応ということで、以上の議案について、この議運の中で御協議いただき、午後の全員協議会で確認し、提案の部分を確認したら、委員長名で提案、そして賛同者については、委員の皆様のお名前前で議員提案議案として取り扱っていきたいということである。

以上、長い説明であったけれども、確認させていただく。

委員長：今、説明を受けたけれども、皆さんのほうから何か特にあるか。

(なしという声あり)

委員長：皆さんのほうから問題なければ、今説明あったように、議会運営委員長名で皆さんの委員の方の賛同で、それを得た上で提案していくということよろ

しいか。

(はいという声あり)

委員長：では、そのようにする。

1時間以上たったので、10分間休憩して、15分から再開したいと思う。では、休憩する。

【休憩 11:05】

【再開 11:14】

(3) 令和5年度町議会定例会日程(予定)について

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。

次に、令和5年度町議会定例会の日程について、事務局長から説明をいただく。

事務局長：お手元のほうに1枚ものの表をお配りさせていただいている。令和5年度清水町議会定例会日程(予定)ということで、6月から来年3月までの定例会の日程、大枠について、事前に執行側と打合せを行い、調整をさせていただいた。各種行事日程や秋祭り、祝日等を勘案して、現在予定ということで定めさせていただいている。

なお、実際の実施段階で、議会側、執行側で不都合が生じた際については、その都度協議をすることになるかと思うけれども、現状で6月の定例会については、初日を6月7日、最終日6月20日、9月の定例会については、初日9月5日、最終日9月21日、12月定例会については、初日12月4日、最終日12月14日、3月の定例会については、初日を3月6日、最終日3月19日ということで、それに合わせ事前の議運、それから一般質問等の日程を配置しているので、御確認をいただきたいと思う。

以上である。

委員長：今、説明していただいたけれども、令和5年度の議会の定例会についての日程、皆さんのほうから何か質疑あるか。

(なしという声あり)

委員長：では、ここで確認したので、全員協議会にて、これで報告するというようにしたいと思う。

(4) 議員研修の受講希望者募集について

委員長：次が、議員研修の受講希望者の募集についてである。

議員研修の充実のために、道外の研修所等の研修に議員を派遣している。年度ごとに実施計画を作成するため、受講生を募集するということを確認した

いと思うのであるが、これについて御説明をお願いします。

事務局次長（川口二郎）：お手元に7枚もので1か所留めしてある「令和5年度議員研修の受講希望者の募集について」という資料を御覧いただければと思う。よろしいか。こちらについてであるが、議員研修要綱に基づき、議員さんの研修を令和5年度実施をしていきたいということで考えている。

1番目の募集する研修であるが、市町村職員中央研修所の議員向けの研修、それと全国市町村国際文化研修所の議員向け研修、あとは全国町村議会議長会の主催の町村議会広報研修会、それと町村議会の広報クリニックというもの、さらに町村議会議長・副議長研修会というものを予定しているということである。その他議員さんが希望する上記以外の研修も研修の対象ということにしてある。

研修の学費、会場、内容等については、それぞれ（１）、（２）予定をしている。（２）の国際文化研修所においては、特別セミナーと、あと5日間コース、3日間コース、2日間コースという形で各種研修を今後予定をしている。

裏面を見ていただき、（３）番目、議長会の広報研修会については、日程が既に予定をされている。9月27日、東京都のほうで、内容については現在のところ未定である。4番目の広報クリニックについても、日程としては8月24日、会場は東京都ということで、内容については未定である。5番目の議長副議長研修会については、5月の23日、東京都で、内容については未定ということで予定がされている。

募集の人数なのであるが、一応3人ということで予定をしている。希望者多数の場合については、議会運営委員会で決定をしていきたいというふうに考えている。

募集の期間であるが、令和5年の3月31日までということで一旦締切りをさせていただきたいと思うが、既に案内が来ている研修の中で、2日間コースの防災と議員の役割という研修、さらには新人議員のための地方自治の基本という研修、こちらについては募集の締切り、向こうに提出する期限が3月15日までということで案内が来ているので、それ以前にお申出をいただきたいというふうに考えている。

最後、申込み方法であるが、希望する研修を選定してもらって、まずは議会事務局の方に申出をいただくという形を取りたいと思っている。研修の際には、申込みの研修名、研修日時、研修先、研修内容、研修目的などを記載した文書、この議長会等が主催する研修以外に、御自分で計画をして研修をする場合については、研修名だとか日時、研修先、内容、目的などを記載した文書の提出をお願いしますという形を取りたいというふうに思っている。

以上である。

委員長：募集方法とか派遣の現状、実績みたいなものについて、ちょっと聞いてもいい

いか。

事務局長：募集については、今御説明した内容に基づいて、3月31日を期限で御案内をしているけれども、開催の日程が6月の、先ほど6月の定例会、6月20日最終日ということで御案内したが、これよりも以前に開催される研修については、この3月の定例会で派遣の議決を取らなければならないということがあるので、そういった早い研修を御希望される場合については、3月の定例議会の会期中までにお申出をいただいて、議運の確認を取って、3月定例会最終日に派遣の決定をしなければならないというスケジュールがあるので、その分については全員協議会の説明の中で併せて行ってまいりたいというふうに思っている。

特に用紙等はない。お申出いただいて、研修の項目、テーマを言っていて、確認をしていくという作業になる。

委員長：今まで実績というか、行かれた方というのは大体満度に消化している感じなのであるか。願います。

事務局長：この4年間、令和元年については3名の方、参加をして、2年、3年については、新型コロナウイルス感染症の関係で研修事業も中止等が相次いで実施ができていなかったところである。令和4年度については、予算を、中止の経緯もあり9名分予算を確保して参加の準備をしていたけれども、結果的に4名の方が参加をしたところである。

なお、一応従前からの予算の要求の部分としては、任期中に一巡できるように、1年3名の予算を4年間確保していくという流れで来ている。

なお、議長研修については、議長の出張の範囲で予算、それから議決を要さないところになっているので、そういった対応をしてきているところである。

委員長：ちょうど希望と予定がはまれば、4年間のうちに1回は研修を受けるというようなことでよろしいね。

これについては、それでよろしいか。

(はいという声あり)

(5) 議会モニターの募集について

委員長：次に、議会モニターの募集について、これは前回もちょっとお話したけれども、任期は3月31日ということになるので、令和5年、6年度のモニター選任の手続というものを行っていくということになるので、それを確認したいと思う。説明願います。

事務局長：清水町議会モニター募集要項ということで、1枚もの裏表の用紙をお配りしている。議会モニター、現在7名の方に着任していただいているけれども、その方々の任期が3月31日までということで、令和5年、6年の新たな2

年間の議会モニターについては、継続してやっていこうという確認を先日の議運のほうで確認をしたところである。

この募集要項を定め、2年間の任期、令和7年3月31日までの任期について、10人以内の募集をしていくということで、募集期間については、3月15日から5月1日までの1か月半で、町の広報お知らせ版のほうにも記事を掲載し、町のホームページのほうにも情報をアップして募集をしていく準備を進めているところである。

こちらについては、全員協議会の中でも御説明を申し上げ、より多くの方のお申込みをいただき、できれば新しい方々をお迎えしたモニター会議となるように、議員の皆様の御協力をいただきながら進めていきたいということで説明をしまいたいと思う。

以上である。

委員長：これについては、よろしいか。川上委員。

川上委員：モニター会議の関係であるけれども、他の町等も調べたのだが、結構高校生をモニターとして呼んでいるところもあるみたいである。すぐにはなかなか高校と調整しないとならないと思うのであるけれども、そういう新たなモニターの方を、一般の人とは別に呼んでみて、呼んでみてというか、基本的にアンケートを取ってもらって、何回かのアンケートと最後に1回だけそういう議員との意見交換会をやるみたいな形でやっているところがあるみたいなので、そういう方法もいいのかと思ったのだが、募集要項を変えていかないとはいえないと思うのであるけれども、もしそうするのであれば、そこら辺はいかがか。

委員長：募集要項を変える、年齢の部分であるか。

川上委員：18歳以上とか。

委員長：どうであろうか。関連して、ほかの委員の皆さんから意見があれば。

川上委員：音更は高校と今、大谷短大の短大生と別々にモニターになってもらってやってみたいな、なかなか面白い。

委員長：休憩する。

【休憩 11:28】

【再開 11:31】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。

高校生をモニターとしている町がほかにもあるということであつたけれども、本町の場合は、模擬議会を通じて高校とも交流があるので、そういった面を生かしながら、高校生を議会に関与してもらおうとか、参加してもらおうという取組は別途していくということではないかと思うのであるけれども、今回の募集にはちょっと間に合わないのかなということもあるのでは、

今後引き続きいろいろアイデアを出していきながら取りまとめていければな
と思う。よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：ほかにあるか。

(なしという声あり)

委員長：それでは、事務局長から説明があったように、進めてまいりたいと思う。

(6) 議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：次であるけれども、これも前回話し合っているけれども、議会報告会と町民
との意見交換会について、例年5月末に開催している事業であったのである
けれども、1年間の議会活動報告は従来どおり行うこととしながら、意見交
換会については、開催方法を検討するという事で、テーマ等も含めて、そ
れで5月の開催は見送り、内容について検討を十分に行うというのが前回の
議論だったかと思う。

それで、その後、皆さんにはいろいろと考えていただいたのではないかと思
うのであるが、意見を出していただいて、開催について検討してまいりたい
と思うが、いかがか。川上委員。

川上委員：やり方はいろいろあると思うのであるけれども、僕もいろいろ調べた中で、
やはり芽室が結構、この間も話したのであるけれども、いろんな開かれた議
会ということで取組をされているということと、先ほど話した音更の部分で
は、一言、要するにただ報告だけで終わるのではなくて、交換会の中で町民
を募集して、議場で議員のところ立ってもらって、一般質問みたいな形で
やり取りするような形の、そういうやり方もやっているみたいなのである。
なかなか面白いなと思って。

だからそういう部分では、この議員の中でそういうところを持ち寄るカリス
トアップして、そういうところを研究というか調査して、それからどういう
方向でやるかということを進めてもいいのかなとは思っているのであるけれども、
それと、あと議会改革の内容になってくるので、ここら辺議運で進めるのか、
それとも議運でやることになるので、全員協議会の中での話ではないと思
うのであるけれども、ちょっと全体の中で話すのも必要かなとは思いつ
たのであるけれども。

であるので、早急にちょっとまだ、今後、時間はあんまり取れないのであろ
うけれども、そういう部分の調査含めて組み立てていくということ、そう
いう進め方をしているのではないかなと思うのであるけれども、いかがか。

委員長：どのぐらいの時期に開催するイメージを持っているか。川上委員。

川上委員：それでいったらやはり秋ぐらいになるのかなと。時間的な部分で、調査も
含めれば3月、新年度になってから調査になると思うので、それから調査、

相手もいるので、4月から6月ぐらいまでの間に調査して、それからちょっとまとめてどういう方法にするかということをやれば、やっぱり秋ぐらいになるのかなと思うのであるけども。

委員長：ほかの方はいかがか。只野委員。

只野委員：やはりもう少し時間をとって、これだけのテーマだけでもいいので、話し合う場をやはりつくっていったほうがいいのではないかと思う。いろんな話の中にちょっと出てきても、なかなか真剣に話せられないし、それをテーマにちゃんと考えていくということで、そういう会議を持ったほうがいいのではないかと私は思う。

委員長：議運を開催していくということ。中河委員。

中河委員：過去の議会報告会をやって、すごい意見も出るのであるけど、まだまだ改革したほうがいいというか、そういうのもあるような感じはしていた。それで、芽室の開いた議会というのは、私もどういふふうに行っているのか分からないのであるけど、少しそういうほかのも勉強しながらの、次に生かすために、そういうほかのを見るのもいいかなと。そして、今年の秋ごろの報告会に生かしていったらいいのではないかなという気がする。

委員長：深沼委員はいかがか。

深沼委員：やはりこの間もお話したが、今までの意見交換会の部分では、結構な人は集まってはいるのであるが、どうしてもしゃべる人が限られてくる部分もある中で、せっかく出席してくれている人がいるのであれば、一つでも何か意見を出してもらえるような形に持っていけるようにしたほうがいいのかなと思う部分の中で、少し変えたやり方をしてはいいのではないかなと前回も思った中で、他町村の部分では分かんない部分もあるし、多分勉強になる部分もあると思うので、何らかの形で、一番いいのは見学というか、見れば一番いいのかなと思っている。早い段階で。

委員長：前回の報告会から間が空くと、それだけ報告する内容が増えるというイメージでいいか。そのやり方も、自体も考えていくということ。川上委員。

川上委員：報告を重点に置くか、意見交換会を重点に置くか、どちらかだとは思っているのであるけれども、今まで報告、一生懸命かなりのボリュームの資料を作ってもらって、今、事務局の中で、そしてそれを端折った形で報告をしたのであるけれども。それはそれで必要なのかなとは思っているのであるけれども、意見交換会はやっぱり今後は重点的にやるというのであれば、そこら辺のやり方も検討していかないとならないのかなと思うのである。

今後の進め方については、事務局と委員長と僕も含めてちょっと検討させてもらって、中身について、資料も含めて、自分自身も調べてみようと思っているので、そういった中で協議しながら先に進めさせてもらうような形というのはどうであろうか。

委員長：会議が増えれば、皆さん負担もちょっと増えるかなと思うのであるけど、今

後も協議しながら形をどうするか決めていくというところで、今日はよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：あんまり先延ばしになっても、ないのかという声が聞こえてくるのではないか。期待されている方もいらっしゃるかもしれない。

では、引き続きこれはまた検討していくということでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：では、そのようにする。

大体こんなところでよろしいか。あと説明する部分で漏れている部分がなければ、よろしいか。

(7) その他

委員長：それでは、これで今日の議題は全部終わったので、特に皆さんのほうから何かあれば伺うが。

(なしという声あり)

委員長：では、今日話し合われたことというのを、午後からの全員協議会で報告するということにしたい。皆さん、どうもお疲れさま。ありがとう。閉会する。

【閉会 14:59】